

内部統制システムに関する基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号)

(1) コーポレート・ガバナンス

- ① 取締役会は、法令・定款・株主総会決議・取締役会規程に従い、「伊藤忠プラスチック企業理念体系」に沿って経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。また伊藤忠商事のグループ企業として「伊藤忠グループ企業理念」及び「伊藤忠グループ企業行動指針」にそって行動し、社員にも浸透を図る。
- ② 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令・定款・取締役会決議及び「職務権限・責任規程」その他の社内規程に従い、当社の業務を執行する。
- ③ 取締役会の意思決定と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制を採用する。執行役員は、重要な使用人として取締役会の決議をもって任命するものとし、取締役会の決定に従い、代表取締役の指揮命令・監督の下に定められた範囲内で職務の執行にあたる。
- ④ 常勤取締役は、3ヶ月に一回以上及び必要の都度、執行役員は6ヶ月に一回以上及び必要の都度、職務執行の状況を取締役に報告する。
- ⑤ 監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、会計監査人と連携して、「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。

(2) コンプライアンス

- ① 取締役、及び使用人は「伊藤忠プラスチック企業理念体系」、「伊藤忠グループ企業理念」及び「伊藤忠グループ企業行動基準」を遵守し行動するものとする。
- ② コンプライアンス責任者及びコンプライアンスに係る事項を統括する部署をCCO直轄部署と定めるとともに、「伊藤忠プラスチック(株)コンプライアンスプログラム」に則りコンプライアンス教育・研修の実施、法令遵守マニュアルの作成、内部情報提供制度の整備、コンプライアンス委員会の運営を行い、また「伊藤忠グループ企業行動基準」の遵守については全ての取締役及び全ての使用人から「伊藤忠グループ企業行動基準の遵守に関する確認書」を取得する等、コンプライアンス体制の充実に努める。
- ③ コンプライアンスに対する迅速かつ全社網羅的な対応・対策を講じるために、常勤役員会の下部組織としてコンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンス委員会では、より効果的なコンプライアンス教育・研修の企画、発生した事案の再発防止策の策定、委員会での情報や決定事項を適切に社内および事業会社に共有できるような企画、各部

署における業界法等の法令遵守確認方策の企画を行う。コンプライアンス委員会メンバーは各部署のコンプライアンス責任者を兼務し、コンプライアンス委員会での情報および決定事項等の伝達共有を徹底する。

(3) 財務報告の適正性確保の為の体制整備

- ① 「商取引管理規程」、「経理規程」その他社内規程を整備するとともに、CFO を設置し、その直轄部署である財務経理部を中心に、会計基準その他関連する諸法令を遵守し財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図る。
- ② 財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について、内部統制評価責任者および内部統制評価責任者が決定する評価者が全組織を対象に継続的に評価し、財務報告の適正性の確保に努める。

(4) 内部監査

監査部は、本社・支社組織、国内外の支店・事務所及び子会社の業務状況、法令、定款及び社内諸規程の遵守状況、業務執行の手続き及び内容の妥当性について定期的に内部監査を実施し、結果を社長及び監査役に報告するとともに、内部監査において指摘・提言した事項の改善履行状況を定期的にフォローアップする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

(1) 情報の保存・管理

取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか職務執行に係る重要な情報が記載された文書（電磁記録を含む。以下同じ）を、関連資料とともに「情報管理規程」、「文書管理規則」その他の社内規程に定めるところに従い、適切に保存・管理する。

(2) 情報の閲覧

取締役及び監査役は、いつでも2. (1) の情報を閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

- ① リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、為替相場、金利、商品市況及び株価の変動による市場リスク、信用リスク、カントリーリスク、投資リスク、コンプライアンスリスク、CSR リスク、情報セキュリティリスク、その他様々なリスクに対処するため、リスク管理を統括する部署を各専門領域の観点から CSO 直轄部署、CFO 直轄部署、

CAO 直轄部署、CIO 直轄部署（以下、職能部署とする。）と定めると共に、各種管理規則、取組基準、投資基準、リスク限度額・取引限度額の設定や報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制（含む各種委員会）及び管理手法を整備し、全社のリスクを総括的かつ個別的に管理する。また、これらの管理体制の有効性につき定期的にレビューし、改善を図る。

- ② 網羅的、組織的に業務の適正性を損なう、あるいは財務諸表に表れていない隠れたリスクを洗い出す統制環境整備のため、リスクマネジメント委員会を設置する。リスクマネジメント委員会では、対処すべきリスクの洗い出しと具体的対策案の立案と提言を行う。リスクマネジメント委員会の運営は、CSO 直轄部署が行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

（会社法施行規則第100条第1項第3号）

（1）常勤役員会及び各種社内委員会

社長を補佐する機関として常勤役員会及び各種の社内委員会を設置し、全般的経営方針及び経営に関する重要事項、及び社長が決定権限を有する重要案件を審議し、社長及び取締役会の意思決定に資するものとする。伊藤忠商事(株)との協定書に基づく事前了解事項は、原則、常勤役員会を経由し社長決定後に伊藤忠商事(株)へ申請し、会社法の定めまたは定款規定による決議事項でない場合、効力の発生は伊藤忠商事(株)の了解日とする。但し、申請内容に関して条件付となる等、常勤役員会での決定内容と異なる内容で承認された場合は、再度常勤役員会へ報告し、条件の周知と遵守を徹底する。

（2）職務権限・責任の明確化

適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、「業務分掌規程」、「職務権限・責任規程」等、各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図る。

5. 当社並びにその親会社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）

（1）企業集団の管理体制・報告体制

- ① 子会社を統括する部署を CSO 直轄部署と定める。また、子会社毎に主管本部を定め、当該主管本部が「事業会社管理規則」その他の社内規程に従い、子会社の経営管理及び経営指導にあたるとともに、各子会社に原則として取締役及び監査役を派遣して業務の適正を確保する。
- ② 子会社の経営上の重要事項に関しては、子会社の事業内容・規模を考慮の上、原則として子会社毎に、当社の事前了解を要する事項や報告を要する事項を取り決める。
- ③ 当社において、親会社内部監査部門等の監査を必要に応じて受入れ、その報告を受ける

とともに、親会社のコンプライアンス管理部署、伊藤忠商事の他のグループ会社管理部署と情報交換を行い、企業集団における業務の適正を確保する。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の事業内容や規模をベースに、リスク管理対象会社を選定し、グループ全体のリスクを総合的に管理する。リスク管理対象子会社も3.に定めるリスクマネジメント委員会の構成員とする。また、これらの管理体制の有効性につき、定期的にレビューする。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

連結ベースにて中期及び短期経営計画を策定し、当該経営計画の達成のため、主管本部は各職能部署と連携し、「事業会社管理規則」に基づき子会社の経営指導にあたりとともに、必要に応じた支援を実施する。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「事業会社管理規則」その他の社内規程に基づき、原則として取締役及び監査役を各子会社へ派遣し、当該取締役及び監査役が各子会社において、職務執行の監督・監査を行うことにより、子会社における取締役等及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合するように努める。
- ② 「伊藤忠プラスチック(株)コンプライアンスプログラム」に則り、コンプライアンスプログラムの制定、コンプライアンス責任者の設置、法令遵守マニュアルの整備、内部情報提供制度の整備等コンプライアンス体制の整備についても子会社を指導するとともに、コンプライアンス教育・研修を実施し、グループ全体でのコンプライアンスの徹底に努める。また、子会社も1.(2)③に定めるコンプライアンス委員会の構成員とする。
- ③ 子会社の業務活動全般についても監査部による内部監査の対象とする。また、各職能部署は、監査部と連携して伊藤忠プラスチックグループとしての内部監査体制の構築を推進するとともに、グループ内の各社内部監査組織との密接な連携を保ち、グループとしての監査の質的向上に努める。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第1号、第2号、第3号)

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の職務を補助する専任の使用人を置く。なお、監査役の職務を補助する使用人は、当社及び当社の子会社の役職を兼任しないものとする。上記使用人に対する指揮命令権限は監査役に専属するものとし、取締役及び使用人は監査役の職務を補助する使用人に対し指揮命令権

限を有しない。また、この使用人の人事考課は、監査役が行なうものとし、その人事異動及び懲戒処分については、事前に監査役の同意を必要とする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制 (会社法施行規則第100条第3項第4号、第5号)

(1) 重要会議への出席

監査役は、監査計画及び職務の分担に従い、取締役会のほか、常勤役員会、本部長会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

(2) 取締役の報告義務

- ① 取締役その他の役職者は、定期的に、自己の職務執行の状況を監査役に報告する。
- ② 取締役は、監査役に対して法令が定める事項のほか、次に掲げる事項をその都度直ちに報告する。

ア) 財務状況及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定等の内容

イ) 業績及び業績見通しの発表内容

ウ) 内部監査の内容及び結果

エ) 内部情報提供制度に基づく情報提供の状況

オ) 行政処分の内容

カ) 上記に掲げるもののほか、監査役が求める事項

(3) 使用人による報告

使用人は、監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、重大な法令または定款違反の事実を直接報告することができる。

(4) 不利益取り扱いの禁止

「伊藤忠プラスチック(株)コンプライアンスプログラム」において、監査役に対して7.

(2) (3) に定める事項に係る報告を行った取締役及び使用人に対する不利益取り扱いを禁止する旨を明記し、周知徹底する。

8. 子会社の取締役・監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けたものが当社の監査役に報告するための体制 (会社法施行規則第100条第3項第4号、第5号)

(1) 子会社の取締役・監査役による報告

子会社の取締役及び監査役は、当社の監査役に対して、当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、重大な法令または定款違反の事実を直接報告することができる。

(2) 子会社から報告を受けた担当部署による報告

コンプライアンスに係る事項を統括する部署は、子会社の取締役・監査役及び使用人から当該グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実、重大な法令または定款違反の事実の報告の概要について、当社監査役に報告しなければならない。

(3) 不利益取り扱いの禁止

「伊藤忠プラスチック(株)コンプライアンスプログラム」において、監査役に対して8.

(1) (2) に定める事項に係る報告を行った子会社の取締役・監査役及び使用人に対する不利益取り扱いを禁止する旨を明記し、周知徹底する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第6号)

監査役がその職務の執行において、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において確認の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

10. その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号)

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を独自に起用することができる。

以上